○監査公表三件 **福島県監査委員** 

福 島 県

査

委員

目 次 毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

# 監査公表第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により実施した定期監査の結 果は、次のとおりです。

令和3年5月14日

福島県監査委員 星 公 正 男 福島県監査委員 佐久間 俊 福島県監査委員 佐 竹 浩 福島県監査委員 高 橋 宏 和

監査等の基準

本件の監査等は、福島県監査委員監査基準(令和2年福島県監査委員監査公表第10 号)に基づき実施した。

監査等の種類

財務監査

- 監査等の対象及び実施内容
- (1) 農林水産部

対 象 機 関	対象年度	実施年月日	担当監	査 委 員	実施方法
県北家畜保健衛生所	令和元年度 令和2年度	令和3年2月3日	星 公正	佐竹 浩	実地監査

#### (2) 教育委員会

対 象 機 関	対象年度	実施年月日	担 当 監	査 委 員	実施方法
小名浜高等学校	令和元年度 令和2年度	令和3年2月4日	佐久間俊男	高橋 宏和	実地監査
いわき支援学校	令和元年度 令和2年度	令和3年2月4日	佐久間俊男	高橋 宏和	実地監査

#### (3) 公安委員会

対 象 機 関	対象年度	実 施 年 月 日	担当監	査 委 員	実施方法
石川警察署	令和元年度 令和2年度	令和3年2月3日	星 公正	佐竹 浩	実地監査

## 監査等の着眼点

- 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。(合規性)
- 会計情報が体系的かつ適正・確実に事実を反映しているか。(正確性)
- 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。(経済性)
- 事務事業の遂行及び予算の執行が費用に見合う効果が挙がっているか。(効率性)
- 事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、 成果を上げているか。(有効性)

#### 監査等の結果

(1) 農林水産部

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、 最 少 の 経 費 で 最 大 の 効 果 を 挙 げ る よ う に し 、 そ の 組 織 及 び 運 営 の 合 理 化 に 努 め て お り、重要な事項は認められない。

(2) 教育委員会

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、 最 少 の 経 費 で 最 大 の 効 果 を 挙 げ る よ う に し 、 そ の 組 織 及 び 運 営 の 合 理 化 に 努 め て お り、重要な事項は認められない。

(3) 公安委員会

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、 最 少 の 経 費 で 最 大 の 効 果 を 挙 げ る よ う に し 、 そ の 組 織 及 び 運 営 の 合 理 化 に 努 め て お り、重要な事項は認められない。

(監査総務課)

### 監査公表第10号

令 和 3 年 2 月 19日監査公表第 1 号により公表した監査結果について、地方自治法(昭 和 22年 法 律 第 67号 ) 第 199条 第 14項 の 規 定 に 基 づ き 、 福 島 県 知 事 か ら 次 の と お り 措 置 状 況 の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和3年5月14日

福島県監査委員 星 公 正 福島県監査委員 佐 久 間 男 福島県監査委員 佐 竹 浩 福島県監査委員 高 橋 宏 和 2 財 第 2 4 9 1 号 令和3年3月15日

福島県監査委員 星 公 正 福島県監査委員 佐久間 男 俊 様 福島県監査委員 佐 竹 浩 福島県監査委員 高 橋 宏 和

> 福島県知事 内 堀 雅 雄 印

定期監査に係る措置状況について(通知)

令和3年2月2日付け2福監第303号で報告のありましたこのことについて、別紙のと おり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

(別紙様式)

定期監査に係る措置状況について

監査対象機関 南会津建設事務所

監査対象年度 令 和 元 年 度

監査実施年月日 令和2年11月24日

指 摘・勧 告 事 項	措 置 状 況
「指摘事項」	(原因)
河川敷占用料の調定事務について、著	今般の事案は、平成22年8月5日付け
しく適正を欠いているものがある。	で国が許可した河川区域内の土地の占用

#### 「事実」

河川区域における土地占用料(河川敷占用料)について、平成22年8月に甲株式会社が発電所に係る専用橋梁や通路等設置のために河川管理者(国)から許可を受け、河川法に基づき県が徴収できるにもかかわらず、占用料5,237,400円の収入調定が行われていなかった。

令和3年5月14日 金曜日

なお、平成28年度から令和元年度までの占用料2,167,200円を令和2年9月に 徴収しているが、平成27年度以前の占用料3,070,200円は時効により徴収できなくなっている。

1 許可年月日 平成22年8月5日

2 占用期間 平成22年8月5日から 令和2年3月31日まで

3 占用面積 2,709 m<sup>2</sup>

「是正又は改善の意見」

河川敷占用料の調定に当たっては、適時適切に許可内容を確認し、関係規程に基づき適正に行うこと。

について、県において河川占用料を徴収 すべきところ、国からの許可通知を課内 回覧しただけで河川占用料の徴収手続を 行わなかったことが原因です。

当該占用許可は台帳への記載が行われなかったため、それ以降の担当者も当該許可の存在を把握することができず、令和2年度の国からの更新許可があった際に初めて河川占用料の徴収漏れが判明しました。

## (処理状況)

今般の事案を受け、占用者に説明及び 謝罪を行い、平成28年度以降分の占用料 の納付をお願いし、令和2年9月に納付 していただきました。

### (今後の対応)

今後は、国からの許可通知を回覧入るの いの事務の理の記載を記している。 では要な事務してのででででででででででででいる。 では、の写りないでででででででいる。 をできるがいるできるができるというでででででいる。 というでは、できるでできるとというできるとといいのます。 できるとといいのでできるとといいのます。

(監査総務課)

### 監査公表第11号

令和3年2月19日監査公表第1号により公表した監査結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、福島県教育委員会教育長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和3年5月14日

福島県監査委員 星 公 正 福島県監査委員 佐久間 男 福島県監査委員 佐. 竹 浩 和 福島県監査委員 高 橋 宏 2 教 財 第 1 2 2 0 号 令和3年3月25日

福島県監査委員 正 星 公 福島県監査委員 佐久間 男 俊 様 浩 福島県監査委員 佐 竹 福島県監査委員 高 橋 宏 和

福島県教育委員会教育長 鈴 木 淳 一 匣 定期監査に係る措置状況について (通知)

令和3年2月2日付け2福監第303号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。 (別紙様式)

定期監査に係る措置状況について

1 監查対象機関 県南教育事務所 監查対象年度 平成30年度

監査実施年月日 令和2年11月5日

指 摘・勧 告 事	項	措	置	状	況	
「指摘事項」 報酬及び旅費の支出時期に著 を欠いているものがある。		(原因) 今般の事案( 当者それぞれ(				

#### 「事実」

報酬及び旅費に係る次の支出事務につ いて、適正な時期に処理されず過年度支 出となっている。

令和3年5月14日 金曜日

- 1 平成27年度から平成30年度までの スクールカウンセラー8名分の報酬 166,000円、旅費19,045円について、 令和2年9月30日に支出している。
- 平成29年度から平成30年度までの スクールカウンセラースーパーバイ ザー1名分の報酬110,000円、旅費 1,900円について、令和2年9月30 日に支出している。

「是正又は改善の意見」

報酬及び旅費の支給に当たっては、組 織内の情報共有やチェック体制を強化す るとともに、関係規程に基づき適正に行 うこと。

足や業務引継の不備、更には両者間の業 務の連携が不足していたこと。また、管 理職においても、関係規程の理解や組織 的なチェックが不十分だったことが原因 です。

(処理状況)

令和2年9月18日

報酬及び旅費について支出手続を行 いました。

令和2年9月25日

支給対象者に文書連絡を行いました。

令和2年9月30日

報酬及び旅費について支出しました。 (今後の対応)

スクールカウンセラー等派遣事業及び 緊急スクールカウンセラースーパーバイ ザー派遣事業の事務について、以下のと おり対応します。

- 1 経理担当者及び業務担当者の両者 間で業務全般について連携して情報 共有を図り、勤務実績のダブルチェッ クを行うことをマニュアル化し、支 出漏れを防止します。
- 管理職においては、組織的なチェッ ク体制の確立及び進捗管理の徹底を 図り、内部統制を進め、事務執行体 制を強化します。
- 3 管理職及び担当者ともに、日常的 に相互の気付きや意見等を伝え合う ことで、相互の業務経験の蓄積を高 め、懸案事項については、しっかり と引継ぎを行い、同様のミスを繰り 返さないよう再発防止に努めます。

喜多方桐桜高等学校 監査対象機関 監查対象年度 令和元年度 監査実施年月日 令和2年12月1日

#### 摘・勧告 指 事 項

#### 「 指 摘 事 項 |

通勤手当の支給に著しく適正を欠いて いるものがある。

### 「事実」

教員Aの通勤手当について、病気休暇 復帰後の支給開始処理を失念し、令和元 年8月分から令和2年3月分までの通勤 手当 (月額13.200円) が職員調査日現在 未支給となっている。

通勤手当(令和元年8月から令和2年 3月までの8か月分)

正 当 支 給 額 105,600円

既支給額 0円

不足支給額 105,600円

「是正又は改善の意見」

通勤手当の支給に当たっては、支給要 件の確認を徹底し、チェック体制を強化 するとともに、関係規程に基づき適正に (今後の対応)

#### 置 措 状 況

#### (原因)

今般の事案は、事務室内での職員間の 意思疎通や引継ぎの不備からミスが発生 し、それらが業務点検結果への対応の遅 れにまで拡大してしまったことが原因で す。

(処理状況)

令和2年10月22日

追給・返納計算依頼書を作成し、職 員課に送付しました。

令和2年11月11日

職員課より、同日付けで追給額 105,600円を振込予定との回答を受け ました。

令和2年11月16日

教員Aより振込確認の報告を受けま した。

行うこと。	,	助手当 対応を			つい	て、じ	人下の	と
	1	必要	な事務	8処理		•		
		が上席ことで				-	. —	-
		こ努め 本制を		_		実なチ	エッ	ク
	2	異動	等によ	こって	担当			
		ても必	_, ,		.,,,			- 1
	1	迷書に	必ず記	己載し	、確	実に弓	き継	ぎ
		ます。						

(監査総務課)

5